

令和 5 年台風第 13 号にて被害に遭われたお客様へ

令和 5 年台風第 13 号により被害に遭われたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

千葉信用金庫では、令和 5 年台風 13 号にて被害に遭われたお客様に對しまして、ご本人様であることを確認の上、全店舗にて柔軟なお取り扱いをいたしますので、お困りの際は店頭にご相談ください。

1. 預金関係

- (1) 預金証書、通帳、届け出印鑑を紛失した方。
- (2) 満期前の定期預金・定期積金を解約したい方。
- (3) お取引先から受領した手形の支払期限が経過してしまった方。
- (4) 今回の災害のためすでに振り出している手形・小切手（電子債権含む）の支払いができない方。
- (5) 損傷した紙幣や貨幣をお持ちの方。
- (6) 国債を紛失した方。

2. 融資関係

- (1) ご自宅や事務所等の修繕等のため資金が必要な方。
- (2) すでに借入している資金の返済が困難な方。